

# 「県民健康調査」におけるデータ提供に係る課題等について (座長案)

## 1 県民健康調査中間とりまとめ(案)について

「調査結果が世界に広く活用されるよう、データの管理や提供のルールを定める必要がある」との方向で議論が進められているところである。

## 2 データ活用のための環境について

データベースが構築(平成26年3月)され、各調査等の結果の蓄積(～平成26年度)が進み、データを提供できる環境が整いつつある。

## 3 データ提供の方向性について

- ① 個人への還元や市町村での活用に加え、研究者等に対してデータを提供すべきか。
- ② 提供する場合、次に示す課題についてどう考えるか。  
また、ルールの作成をどのように進めていくか。

## 4 データ提供に関する主な課題

- ① データ提供は、結果として県民の利益につながることを前提とすべきではないか。
- ② 研究成果を県民のためにどのように生かすのかという観点からもデータの活用が進むことが必要ではないか。
- ③ 県民が研究の対象とされるという不安感や不信感に対して、丁寧な説明が必要ではないか。
- ④ データ提供にあたり、個人情報の取扱いには、細心の注意を払うべき。
- ⑤ 提供先と提供の形式について、一定のルールを定めるべきではないか。